

# 審 査 報 告 書

【大和市柳橋ふれあいプラザ】

令和2年10月

大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定にあたり、大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び公開の審査を実施しました。

この度、選定委員会による審査を終了し、指定管理者の候補者を選定しましたので報告します。

## 1. 募集を行った施設の概要

- (1) 名称 大和市柳橋ふれあいプラザ
- (2) 所在地 大和市草柳三丁目12番地1
- (3) 開館時期 平成6年4月開館
- (4) 建物の概要
  - ・建築面積 1,319.64㎡（管理棟全体）
  - ・延床面積 1,199.86㎡（管理棟2階プラザ施設部分）
  - ・施設内容
    - ロビー兼ギャラリー 92.43㎡
    - 第1集会室（120名） 189.48㎡  
（ビデオプロジェクター、放送器具）
    - 第2集会室（30名） 73.32㎡
    - 会議室（15名） 32.98㎡
    - トレーニング室 105.49㎡  
（スカイウエル、健康器具）
    - 調理実習室 19.73㎡
    - 娯楽室（50名） 135.53㎡
    - 岩風呂（20名） 40.50㎡
    - 檜風呂（20名） 48.02㎡（サウナ付）
    - 談話室（囲碁、将棋） 14.61㎡
    - 展示コーナー 43.93㎡

## 2. 選定委員会委員

- 会長 長沼 均（環境行政について知識経験を有する者）
- 職務代理 登 英夫（市長が必要と認める者）
- 委員 古市 謙二（市長が必要と認める者）
- 委員 太田由紀子（市長が必要と認める者）
- 委員 村山 純（大和市環境農政部参事兼環境総務課長）
- 委員 山川 歩（大和市環境農政部参事兼施設課長）
- 委員 安斉 行雄（大和市環境農政部参事兼みどり公園課長）
- 委員 鈴木 雅和（大和市文化スポーツ部スポーツ課長）

## 3. 選定委員会の開催日及び審議内容

- (1) 第1回選定委員会：令和2年6月25日（木）  
（募集要項及び選定基準等の確認）
- (2) 第2回選定委員会：令和2年7月13日（月）  
（募集要項、審査要領及び評価表の決定等）
- (3) 第3回選定委員会：令和2年10月12日（月）  
（応募団体による企画提案説明、審査及び候補者の選定）

#### 4. 指定管理者候補者選定までの経過について

- (1) 募集要項発表：令和2年7月21日（火）
- (2) 募集要項等配布期間：令和2年7月21日（火）～8月21日（金）
- (3) 説明会：令和2年7月30日（木）
- (4) 質問事項の受付期間：令和2年8月3日（月）～8月6日（木）
- (5) 質問の回答期日：令和2年8月26日（水）
- (6) 応募書類受付期間：令和2年7月22日（水）～9月9日（水）
- (7) 募集締切り：令和2年9月9日（水）午後4時45分

#### 5. 応募があった団体

- (1) シンコースポーツ株式会社

#### 6. 指定管理者候補者の選定方法

大和市柳橋ふれあいプラザを所管する大和市環境農政部環境管理センター施設課及び指定管理者候補者選定にかかる事務を所管する同部環境総務課が、応募団体が欠格事項に該当しないことを確認した後、選定委員会では提出書類及び応募団体による公開での企画提案説明を基に審査を行い、指定管理者の候補者を選定しました。

選定にあたっては、添付資料1の「大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者の候補者審査要領」に基づいて審査を行いました。

#### 7. 応募団体の欠格事項等

環境農政部の所管施設に係る適切な指定管理者を選定するにあたり、応募団体等が応募者となることができない場合（欠格事項）を次のとおり定めました。

- ・法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・破産者で復権を得ない者であること。
- ・国税及び地方税等を滞納している者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。

- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること。
- ・その他市長が指定管理者として適当でないと認める者であること。

## 8. 一次審査

一次審査については、次の書類の提出を求め、内容を確認しました。

- (1) 指定管理者指定申込書
- (2) 定款等
- (3) 登記簿謄本
- (4) 申請団体の収支予算書及び事業計画書
- (5) 申請団体の収支決算書及び事業報告書
- (6) 企画提案書
- (7) 収支予算書（各年度毎）
- (8) 管理運営費見積書
- (9) 財産目録
- (10) 理事・評議員及び役員等の名簿  
(記載内容を神奈川県警察本部に照会することを了承すること。)
- (11) 団体の概要がわかるもの 団体の活動実績及び経営状況を証明する書類
- (12) 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税）又は未納が無いことの証明書
- (13) 欠格事項に関する申立書

## 9. 二次審査

審査の基準は100点を満点とし、5基準、15項目からなる26の視点毎に配分しています。具体的な審査内容と各委員の評価点は、添付資料2のとおりです。

## 10. 審査結果

審査の結果、指定管理者候補者として、シンコースポーツ株式会社（東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号）を選定しました。

## 大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者の候補者審査要領

大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における、指定管理者候補者の選定のための審査方法、審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

### 1. 審査方法

申込団体のうち、事業担当課が実施する一次審査に合格した団体について、選定委員会による二次審査を実施し、指定管理者候補者の選定を行う。

### 2. 一次審査

#### (1) 審査形式

書類審査

#### (2) 審査内容

①募集要項で示す応募資格を次の書類により審査する。

- ア. 定款（寄附行為等を含む）
- イ. 登記簿謄本
- ウ. 事業計画書・収支予算書
- エ. 事業報告書・収支決算書
- オ. 活動実績
- カ. 財産目録

②管理内容を次の書類により審査する。

- ア. 管理業務に関する企画提案書
- イ. 管理業務に関する収支予算書
- ウ. 管理運営費見積書

#### (3) 失格基準

次のときには失格とする。

- ①募集要項で示す応募資格を満たさない場合。
- ②仕様書等で示す要求水準の大半を満たしていないことが明らかな場合。
- ③指定管理料が市の指定する上限額を上回っている場合。

### 3. 二次審査

#### (1) 審査形式

面接審査（プレゼンテーション形式）

## (2) 審査内容

### ①評価項目

「大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者候補者審査に係る評価表(別表1)」で定める審査基準の「求める水準」ごとに、各委員が企画提案書、プレゼンテーション等を基に採点を行う

### ②配点及び配点基準

別表1で定める配点及び配点基準とし、100点(11項目×5点、15項目×3点)を満点とする。

※ 評価点数の配点が5点の場合は3点を、3点の場合は2点を標準点とする。

### ③最低基準点

63点(11項目×3点(標準点)、15項目×2点(標準点))

## (3) 審査方法

### ①評価点

各委員の採点した結果を合計した点を評価点とする。

### ②失格基準点

最低基準点に評価者の人数を乗じたものを失格基準点とし、その点数以上の評価点を得た申込団体を審査の対象とする。ただし、最低基準点以上の評価を行った評価者の人数が、過半数に満たない申込団体は、審査の対象から除外する。

### ③候補者の選定

評価点を基に、指定管理者の候補者としての順位及び指定管理者の候補者として最も適当な団体の選考について審査する。申込団体が1団体の場合も同様とする。

なお、全ての申込団体が(3)②で定める失格基準点未満の場合は、指定管理者の候補者としての適否について審査する。

### ④同点の場合は、同点の者を対象とした決選投票又は会長裁決で決定する。

### ⑤次点者の再選定

指定管理者となるべき団体として選定された申込団体が、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により、施設の管理を行うことが不適當であると認められたときは、(3)②で定める失格基準点以上の評価点を得た申込団体で、順位が次位にある申込団体を、指定管理者の候補者として最も適当な団体として再選定する。

なお、順位が次位以下にある申込団体が(3)②で定める失格基準点に達しない場合は、指定管理者の候補者としての適否について審査する。

## 附則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者候補者選定面接審査に係る評点一覧

選定基準	審査基準		配点	委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員⑥	委員⑦	委員⑧
	項目	視点									
施設の効用を最大限に発揮するものであること	1. 施設の特徴を生かした事業計画について	(1) 業務内容を理解し、施設の特徴を生かした企画提案書となっているか	5	3	5	4	4	4	5	4	4
施設を利用又は使用する者に対し、平等な利用又は使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	2. 施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	(2) 施設の利用又は使用条件の考え方が妥当なものとなっているか	5	3	5	3	4	4	5	4	5
		(3) 利用等の不承認又は承認取消の考え方が妥当か	5	3	5	3	5	5	5	3	4
		(4) 苦情処理体制が確立されているか	3	3	2	3	2	3	3	2	3
	3. サービス向上の取り組みについて	(5) 利用者等に対する質の高いサービス提供のための的確かつ継続的な取り組みが図られているか	5	4	5	4	4	4	4	4	4
		(6) サービスの評価及び利用者等の意見、要望への対応が図られているか	3	2	3	2	3	3	3	3	3
		(7) 地域のニーズに基づいた企画(事業)が図られているか	3	2	3	3	2	3	3	3	3
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	4. 関係法令の遵守について	(8) 関係法令を遵守しているか	5	5	5	5	5	5	5	5
5. 施設の適切な維持及び管理について		(9) 事故等の未然防止対策及び施設の保全に関する取り組みはあるか。	5	4	4	4	3	4	4	4	5
6. 施設運営の組織又は体制について		(10) 理事又は役員の構成はどうか	3	3	3	3	3	3	3	3	3
7. 管理に係る経費縮減案について		(11) 管理に係る経費縮減の考え方はどうか	5	1	1	1	1	1	1	1	1
8. 効率的な経営について		(12) 指定管理業務に要する経費の算出根拠は適切か	5	3	4	3	4	3	3	4	4
		(13) 業務の効率化に向けた考えを持っているか	3	2	2	3	2	2	2	2	3
施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること	9. 管理を安定して行う物的・人的能力について	(14) 事業者の理念、方針、経営状況等について	5	3	5	4	5	4	3	4	4
		(15) ISO規格(品質・環境)等について	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		(16) 業務の引継ぎが円滑に行えるか	3	2	2	2	3	3	3	2	2
	10. 人員の確保及び育成について	(17) 選考方法、選考基準はどうか	3	2	3	2	3	3	3	2	2
		(18) 経験ある職員、責任者・指導的立場の職員の配置状況はどうか	3	2	3	2	3	3	3	3	3
		(19) サービス水準の確保は適正か	3	2	3	2	2	3	3	2	2
		(20) 年間研修計画及び研修内容は適正か	3	2	3	2	3	3	2	3	2
	11. 関連施設の受注・経営実績について	(21) 関連施設の受注・経営実績はあるか	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	12. 資産規模・管理状況について	(22) 資本金(基本財産)及び運用財産の管理状況は適正か	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	13. 債権債務の状況について	(23) 借入れの目的・規模・内容・償還計画はどうか	3	2	3	2	3	2	3	3	2
14. 経営マネジメントについて	(24) 人事管理、財務執行管理等についてはどうか	3	2	2	2	2	2	3	3	3	
その他	15. 個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	(25) 本市の個人情報保護条例及び情報公開条例に則っているか	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		(26) 施設運営の透明性の確保はどうか	5	3	4	4	3	3	5	4	4
合計			100	72	89	77	83	84	88	82	85
順位				1							
総合計				660							